

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 不況業種の戦略経営計画について
- II. 年末調整の注意点について
- III. 下請代金遅延防止法について
- § 次回事業承継セミナー等のご案内について

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・税務調査Q&A・金融庁・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 不況業種の戦略経営計画

— 構造的に衰退している業種で生き残るために —

日本国内においては、多くの業界が停滞、あるいは衰退傾向にあり、限られたパイをライバル会社と奪い合う状況となるので、売上を伸ばすことはとても難しい状況になっています。このような状況の中で、戦略経営計画を策定する意味はあるのか、とお考えの経営者も多いと思いますが、不況業種だからこそ、生き残るためにできることがあります。その考え方、あるいは方向性、戦略論などについて、以下に解説致します。

■ 不況業種における戦略経営計画の考え方について

不況業種においては、自社だけではなく、その競合相手も売上減少や販売単価の下落などの問題を抱えています。これらの問題は、不況業種に属しているすべての会社が抱えている問題であり、基本的に規模の大小を問わず、何らかの対策を迫られているはずで、不況だからという理由で、戦略経営計画を策定しない会社が多い中で、自社の人材力や資金力、技術的ノウハウなどを分析した上で、練りに練った競争戦略を立案し、あらゆる可能性を想定することで、不況時にも優位性を発揮することができます。つまり、ライバル全体の売上が下がっている不況業種においては、このような時にこそ、前向きに、相手に悟られないように、ライバルとの競争に勝てるような戦略経営計画を策定する。このような、したたかさが求められているのです。

■ 不況業種における戦略論について

不況業種においては、ただ単純に積極的な事業展開を行うことだけが経営戦略ではありません。例えば、相当程度、財務状況は悪化しているが、一定の利益を計上できる会社であれば、傷口が深くなる前に市場から退場して、別会社等で再起を図るといった戦略がありますし、比較的利益率が高い分野に特化するために事業規模を縮小する戦略もあります。ここで大事なことは、場当たりの対処を繰り返すことで、傷口が深くなり、結果的に自己破産になるような事態を避けるためにも、自社や他社の現状を客観的に、正確に把握し、大局を見据えた行動を取ることが必要なのです。

■ 社会欲との関係について

戦略経営計画を策定する究極的な狙いは、社会欲を充足させることにあります。社会欲とは、「顧客が必要とするときに、よきサービスとともに、求めるものを、納得のできる価格で、気分よく調達(利用)できる」状態を指しており、社会自体が自然に抱いている欲望のことです。この社会欲を充足させる方向に戦略経営計画を策定していくことで、自社、顧客(得意先)の両者が繁栄し、社会全体もよい方向に進んでいきます。つまり、WIN-WINの関係を自社と顧客の狭い範囲で捉えるのではなく、社会全体も含めたWIN-WINの関係構築を目指すこと、つまりは自分よし、相手よし、世間もよし、の三方よしの実現が戦略経営計画の究極の狙いということになります。ただ、財務状況などが厳しい場合には、この社会欲を充足させるために性急な行動を起こすことは禁物です。急がば回れという格言がありますが、三方よしの実現には、ある程度の時間が必要です。また、できるだけ安く販売することだけをもって、三方よしを実現できると考えることは、危険です。きちんと適正な利益を上げることによっても、まさしく三方よしを実現できる点に考えを至らしめ、戦略経営計画を立案することがとても大切です。

■ 事業再生計画について

事業再生計画と一般的な戦略経営計画の間に大きな相違点はありませんが、前者の場合には、緊急性を求められる場面が多く、短期的な対処にも重点を置いた計画となります。また、会社の閉鎖計画や法的整理計画など、事業の継続を前提としない戦略を立案する選択肢を用意しておく必要がある点も大きな特徴です。ここで大事なことは、自社の状況や外部環境などを分析し、事業を継続できる余地があるのかどうかを正確に判断することです。また閉鎖、法的整理、会社分割、営業譲渡などの手法から会社の実情に合った最適な事業再生計画に取り組むためにも、できるだけ早い段階で事業再生に取り組むことが重要であり、つまり早期に緊急性に対処しつつ、長期的な根本的な対策を行うことが事業再生計画を策定する上で、最も大事なことなのです。



国税庁情報コーナー

■ 平成25年確定申告分の振替納付日について

平成25年確定申告分の振替納付日が公表されています。申告所得税及び復興特別所得税の振替納付日は平成26年4月22日(火)、法定納付期限は平成26年3月17日(月)となっています。また確定申告延納については、振替納付日が平成26年6月2日(月)、法定納付期限も平成26年6月2日(月)となっています。個人事業所の消費税及び地方消費税の確定申告は原則として、振替納付日が平成26年4月24日(木)、法定納付期限が平成26年3月31日(月)となっていますので、ご注意下さい。



経営指標解説コーナー

■ 債務償還年数とは

債務償還年数とは、利子を支払う必要がある負債、つまり有利子負債の返済能力を見るためのもので、返済原資である営業利益等で有利子負債を返済した場合、何年かかるのかを見るための指標です。同指標は、営業利益と減価償却費の合計を有利子負債で割って算出し、この数字が低ければ低いほど、短期間で同負債を返済できるということになりますので、返済能力が高いといえます。同指標の償還年数は10年が目安となっており、10年を超える場合については、有利子負債が大きすぎる、または返済原資が不足しているという判

断になります。なお、同指標を改善するためには、有利子負債を減らす、返済原資となる営業利益を増やす方法があり、売上高を増やすだけでは改善されませんので、注意が必要です。また、有利子負債には買掛金や未払金、支払手形などの利子支払いのない負債は含めません。これらの負債が過大な場合にも注意が必要です。

Ⅱ. 年末調整の注意点について

— うっかりにご注意を —

平成 25 年度の年末調整では、昨年度と比べて大きな変更点があります。それが復興特別所得税です。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生じる所得について、通常の所得税と併せて復興特別所得税も源泉徴収されることとなっています。年末調整を行うのは、年に 1 回ということもあり、又、毎年のように何かしらの改正がされていることから、利用できる控除制度があるのにも関わらず、うっかりミスで申告を忘れてしまって、損することがないように年末調整の控除制度などについて、改めて解説致します。

■ 昨年からの変更点

- ・冒頭の復興特別所得税の創設の他に、給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について 245 万円の定額とすることに変更されています。

■ 扶養控除申告書等の作成上で留意すべき点

- ・共働きで双方に所得がある場合は、必ずしも夫の扶養親族に入らなければならないことはなく、所得税は所得が増えるに従って税率が上がる超過累進税率を採用しているため、所得の多い方で扶養控除を受けると税金が有利になります。
又、扶養控除は必ずしも同居していなくても受けれます。生計が一で要件を満たせば控除対象となります。
- ・寡婦(寡夫)に該当する場合、あるいは本人や扶養親族が障害者に該当する場合は、当該申告書にその旨の記入がないと控除ができません。
- ・住宅所得控除は、初年度は確定申告が必要ですが、2 年目以降は税務署から送られてきた証明書と借入の残高証明書を添付すれば年末調整で還付を受けれます。添付もれにご注意下さい。
- ・社会保険料のうち、国民年金や国民年金基金、小規模企業共済等の掛金、生命保険、個人年金、損害保険料については、証明書の添付が必要です。未添付の場合、控除ができません。

■ 年末調整で控除できないもの

雑損控除、医療費控除、寄附金控除については、年末調整ではなく、確定申告が必要ですのでご注意ください。

■ 年末調整後に申告誤りがあった場合

- ・1 月末までであれば年末調整の「再調整」をすることができます。

- ・1月末を超えてしまったら、確定申告が必要です。又、還付申告の場合はその年の翌年の1月1日から5年間（確定申告義務のある人は異なります）となっています。

■2ヶ所以上から給与をもらっている場合

1ヶ所では年末調整はできないので、2ヶ所以上から給与をもらっている場合は、確定申告が必要になります。

Ⅲ. 下請代金支払遅延防止法について

— 下請けかけこみ寺をご存知ですか —

下請代金支払遅延等防止法(下請法)は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された特別の法律です。親事業者が下請事業者に委託業務を発注する場合、親事業者が優越的地位にあります。そのため、親事業者の一方的な都合により、下請代金が発注後に減額されたり、支払いが遅延することがあります。そこで、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するために、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特別法として制定されました。2003年の改正により、規制対象が役務取引に拡大され、違反行為に対する措置の強化が行われております。親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から、違反行為を取り止めるよう勧告されます。勧告される内容は、違反行為の取り止めのほか、下請事業者の被った不利益を原状回復させること、再発防止措置を採ることなどです。また、勧告された場合は、企業名、違反事実の概要などが公表されます。

■「親事業者」と「下請事業者」の区分

下請法における「親事業者」と「下請事業者」は①取引当事者の資本金(又は出資金の総額)の区分と②取引の内容の両面から定めています。例えば、①物品の製造、②物品の修理、③プログラムの作成、④運送・物品の倉庫保管・情報処理の委託取引を、資本金3億円超の法人事業者が、資本金3億円以下の法人事業者や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。上記の委託取引を、資本金1千万超3億円以下の法人事業者が資本金1千万円以下の法人事業者や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。上記の委託取引以外の取引、①プログラム以外の情報成果物の作成②運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務の提供の場合は、資本金5千万超の法人事業者が、資本金5千万以下の法人事業者や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。また、資本金1千万超5千万以下の法人事業者が資本金1千万円以下の法人事業者や個人事業者に外注していれば下請法が適用されます。

■「親事業者」の義務・禁止行為

下請取引にあたって、「親事業者」の義務は、書面の交付義務、下請代金の支払期日を定める義務、書類の作成・保存義務、遅延利息の支払い義務があります。また、「親事業者」の禁止行為は受領拒否、下請代金の支払い遅延、下請代金の減額、不当返品、買ったたき、購入強制・役務の利用強制、報復行為、有償支給原材料等の対価の早期決済、割引困難手形の交付、経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直しがあります。

■下請かけこみ寺について

経済産業省、中小企業庁は下請取引の適正化を推進することを目的として、「下請かけこみ寺」が全国48か所、本部(全国中小企業取引振興協会)と各都道府県に設置された中小企業センターに設置されております。「下請かけこみ寺」では中小企業が抱える取引の様々な悩み相談を無料で相談員や弁護士が受け付けております。また、裁判外紛争解決手続(ADR)による迅速なトラブルの解決の実施をしております。また、平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が施行されたことにより、消費税の転嫁等に係る取引も相談できるようになっています。

■ガイドラインについて

先に述べました「親事業者」と「下請事業者」の区分により、資本金と取引内容によっては、下請法における「親事業者」と区分される場合も考えられます。中小企業庁では、下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインを公開しており、業種ごとに、望ましい取引事例や下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されていますので、参考として下さい。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 償却資産税を払う人と払わなくていい人がいるのは何故ですか

償却資産税とは、法人や個人事業者の方が毎年1月1日に所有する償却資産の取得価額を市町村に申告して課税されるものです。役所では取得価額を耐用年数で償却した課税標準を算出し1.4%の税率で課税します。この課税標準が150万円未満の場合、免税点として課税されないため納税通知書は交付されません。そのため、償却資産があるのに税金を納付する人としなくてよい人が生じます。万一、償却資産の申告漏れがあった場合は、過年度に遡って追加課税されますので注意して下さい。



金融庁情報コーナー

■ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

金融庁では預金口座の不正利用に関する情報について、その不正口座が開設されている金融機関及び警察当局に対して情報提供が行われており、その不正利用に係る情報提供件数等は四半期毎に公表されています。今期、金融機関及び警察当局への情報提供件数は428件、平成15年9月以降の累計は40,512件となっています。



経済産業省情報コーナー

■ どんぐりポイント制度の協賛事業者の募集について

地球温暖化を目的として、経済産業省の経費補助事業である「どんぐりポイント制度」が平成25年11月から始まっています。同制度は、カーボンフットプリント、つまりは、製品やサービスのライフサイクル全体で排出したCO₂を算出して「見える化」する仕組みを活用して、その算出したCO₂の排出量に見合う量のCO₂を太陽光発電等で削減することで、CO₂排出総量を相殺したカーボン・オフセット製品の対象製品に対して、環境に優しい商品やサービスと交換できる「どんぐりポイント」をつけて販売する協賛事業者の募集が始まっています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

観光庁が内閣府などと共同で提唱・推進している「ポジティブ・オフ」運動をご存知でしょうか。同運動は、休暇を取得して買い物や旅行などを積極的に楽しむことを促進し、休暇＝オフを、前向き＝ポジティブに、捉えて楽しもうという運動のことです。その目的は、休暇を取得しやすい職場環境を醸成することで、長期的なライフワーク・バランスを適正化し、休暇を楽しむライフスタイルの確立を通じて「ライフスタイル・イノベーション」につなげること、及び休暇取得によって生じる旅行や買い物などの活動を通じて、経済を活性化することにあります。「POSITIVE OFF」サイトでは、同運動に賛同する会社の実際の取り組みや応援メッセージ、普及・啓蒙ポスター、サポートツールなどが掲載されており、長期的な企業価値の向上に資する運動ですので、同サイトを是非ご活用下さいませ。

「ポジティブ・オフ(運動)」

<http://www.mlit.go.jp/kankoch/positive-off/>

TFG 経営セミナーのお知らせ

TFG税理士法人・TFG 共栄会は、来春、経営セミナーを開催いたします。

「事業承継セミナー」-新相続税・業務委譲-

相続税制の改正に伴い“新税制で自分の場合、実際問題どうなるのか？”を今から知っておくことは、納税資金対策や節税対策に大事です。また、事業承継の実際は、いかにスムーズに業務権限を委譲できるか、が会社の将来に強く影響します。先々お考えの方も是非ご参加ください。

講師：TFG税理士法人 税理士 北澤 克也

日時：平成26年1月30日(木) 14:00~16:00

場所：本町野村ビル 8F会議室(大阪市中央区本町3-4-10)

TFG 冬季休暇のご案内

12月28日(土)から1月5日(日)まで休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風行寛